

特別養護老人ホーム 厚生園
重 要 事 項 説 明 書

氏 名
様

社会福祉法人 御立会

「特別養護老人ホーム厚生園」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(姫路市指定番号2894000104号)

当施設はご契約者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 御立会 |
| (2) 法人所在地 | 姫路市御立西4丁目1番19号 |
| (3) 電話番号 | 079-296-8001 |
| FAX番号 | 079-296-8007 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 綱島武彦 |
| (5) 設立年月日 | 2006年9月18日 |

2. ご利用施設の概要

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造4階建
(屋上庭園付き) |
| (2) 建物の延べ面積 | 2,074.48㎡ |
| (3) 併設事業 | 小規模多機能型居宅介護支援事業 登録25名 |

3. ご利用施設

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設 |
| | 2007年 8月7日 指定 姫路市 2894000104号 |

(2) 施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した生活を営むことができるように支援することを目的としています。そして、契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要としかつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- | | |
|-----------|---------------|
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 厚生園 |
|-----------|---------------|

- (4) 施設の所在地 兵庫県姫路市御立西4丁目1番19号
交通機関 ①神姫バスで「白鳥台行き」、又は
「上手野経由書写西住宅行き」20分「河原」バス停下車
②姫路駅よりタクシーで20分
- (5) 電話番号 079-296-8001
FAX番号 079-296-8007
- (6) 施設長(管理者)氏名 綱島 英彦
- (7) 当施設の運営方針
① 最晩年の日々を安心して、温かい人間関係の中で過ごしていただき、健康管理や残存能力の維持に取り組みます。
② 地域（コミュニティー）との交流を図り、ご本人の生活の活性化を目指すと共に認知症等への予防にも努めます。又、認知症状があるかたにも、その人がその人らしく生活できるよう個別ケアに努めます。
- (8) 開設年月日 2007年8月8日
- (9) 入所定員 29名

4. 施設利用対象者

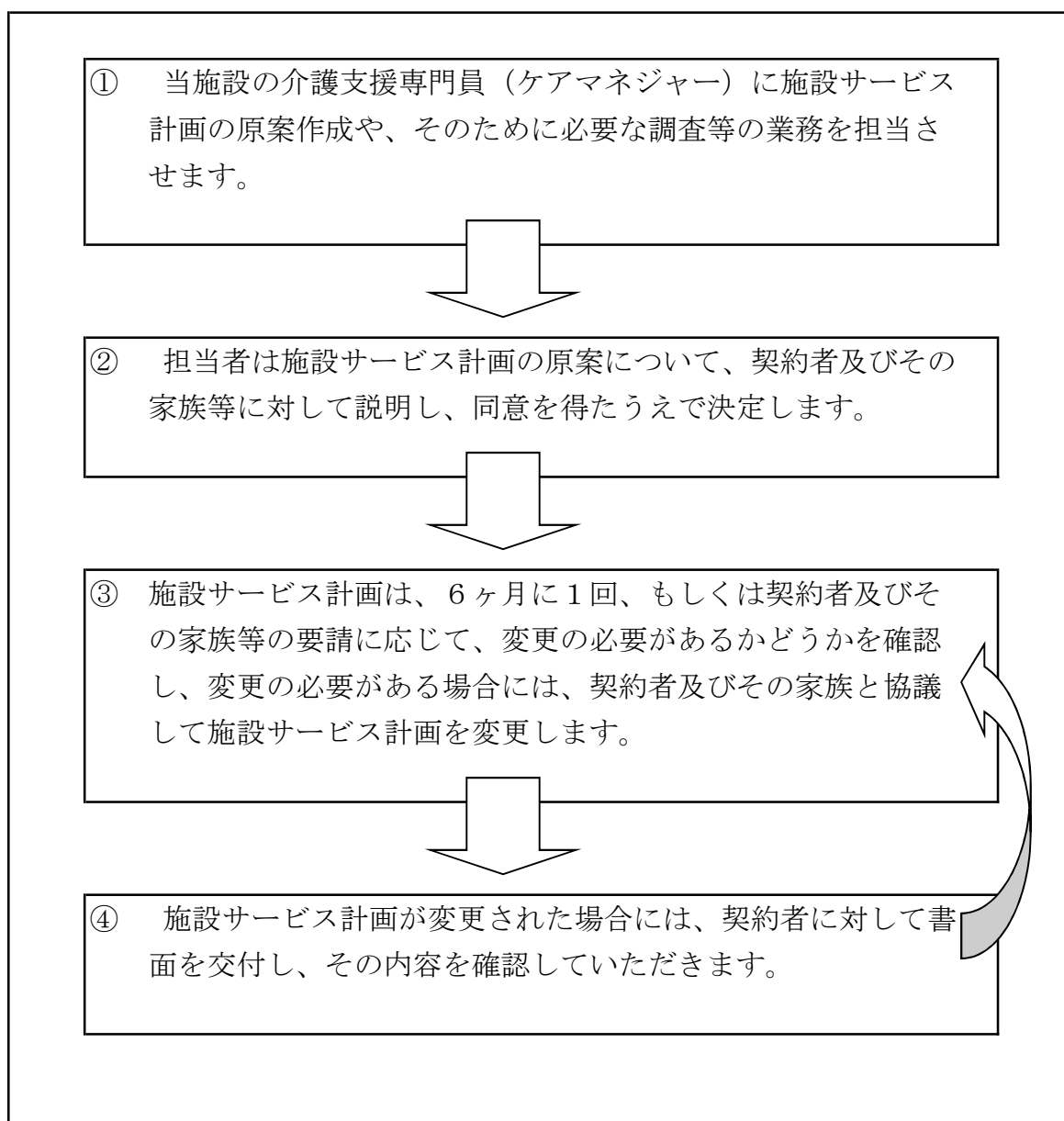
- (ア) 当施設に入所できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。
- ※ 入所時において「要介護」の認定を受けておられる方であっても、将来「要介護」認定者でなくなった場合には退所していただくことになります。
- (イ) 入所契約の締結前に、事業所から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、契約者はこれにご協力下さるようお願いいたします。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第2条参照）



6. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は原則として個室です。

入居される居室は、居室の空室状況により施設で決定いたします。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	29室	126㎡（1部屋当たり15㎡） トイレは居室外
共同生活室	4室	
浴室	5室	特殊浴室1室、個浴4室
医務室	1室	15㎡

☆ 居室の変更：契約者の心身の状況や施設の判断により居室を変更する場合があります。

居室料金表	居住費（光熱水費相当）	合 計
ユニット個室	2,500円（1日あたり）	2,500円

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第6条参照）

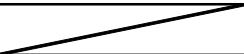
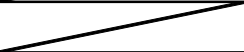
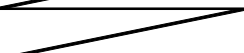
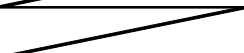
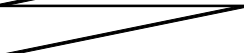
別表の料金表によって、契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食費（食材費及び調理に係わる費用相当額）の合計金額をお支払い下さい。

（サービス利用料金は、契約者の要介護度に応じて異なります）

7. 職員の配置状況

当施設では、契約者に対して指定介護老人福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置人員	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名		1名
2. 事務職員	1名		1名
3. 生活相談員	1名		1名
4. 介護職員	16名以上		9名
5. 看護職員	1名		1名
6. 機能訓練指導員	1名		1名
7. 介護支援専門員	1名		1名
8. 医師	1名（嘱託）		必要数
9. 管理栄養士（栄養士含む）	1名		1名

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職員の勤務体制〉

職 種	勤務時間	職務内容
1. 施設長	8:30～17:30	職員の指導管理と事業運営の総括
2. 事務職員	8:30～17:30	事務全般
3. 生活相談員	8:30～17:30	日常生活上の相談及び助言
4. 介護支援専門員	8:30～17:30	施設サービス計画の作成
5. 介護職員	早出 7:00～16:00 日勤 8:00～17:00 遅出 11:00～20:00 13:00～22:00 夜勤 22:00～7:00 16:00～9:00	日常生活上の介護
6. 看護職員	8:30～17:30	健康管理全般
7. 機能訓練指導員	8:30～17:30	機能訓練全般
8. 医師	毎週月曜の13:00～15:00	健康管理と療養上の指導
9. 管理栄養士	9:00～18:00	入所者の栄養状態の管理

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- | | |
|-----|-----------------------|
| (1) | 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) | 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・共同生活室にて食事をとっていただくことを基本としていますが、契約者の希望により、居室でとっていただいてもかまいません。
- ・食事開始時間は以下の通りですが、本人の体調や起床時間に応じて食事をとっていただくことにします。

朝食：8:00～ 昼食：12:00～ 夕食：18:00～

- ・食事の取り置きができるのは、衛生上又は管理上許容可能な一定時間内（2時間）です。

② 入浴

- ・一週間に2回以上、入浴又は清拭を行います。
- ・入浴回数や時間は一律に決めるのではなく、入居者の希望や状態に応じて入浴又は清拭を行います。
- ・寝たきりの方でも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
- ・傷病があったり伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴ができないと判断する場合には、入浴を中止する場合があります。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・朝夕の口腔ケアを行います。

なお、保険者（市区町村）への申請により介護保険負担限度額の認定を受けている方は、所得に応じて利用者負担の軽減措置がありますので、実際負担していただく額は次のページの表のとおりとなります。

利用者負担第1段階 （例）生活保護の方、もしくは老齢福祉年金 の受給者

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 6,820円	要介護 2 7,530円	要介護 3 8,280円	要介護 4 9,010円	要介護 5 9,710円
2. うち介護保険から給付される金額	6,138円	6,777円	7,452円	8,109円	8,739円
3. サービス利用に係わる自己負担額（1＋2）	682円	753円	828円	901円	971円
4. 居住費	880円	880円	880円	880円	880円
5. 食費 （食材料費及び調理費相当分）	300円	300円	300円	300円	300円
6. 自己負担額合計 （3＋4＋5）	1,862円	1,933円	2,008円	2,081円	2,151円

介護保険法地区別単価表により姫路市は7級地のためサービス利用料金は：単価×10.14 となります。

利用者負担第2段階 （例）本人及び世帯全員が住民税非課税で、
合計所得金額＋年金等収入が80万円以下の方

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 6,820円	要介護 2 7,530円	要介護 3 8,280円	要介護 4 9,010円	要介護 5 9,710円
2. うち介護保険から給付される金額	6,138円	6,777円	7,452円	8,109円	8,739円
3. サービス利用に係わる自己負担額（1＋2）	682円	753円	828円	901円	971円
4. 居住費	880円	880円	880円	880円	880円
5. 食費 （食材料費及び調理費相当分）	390円	390円	390円	390円	390円
6. 自己負担額合計 （3＋4＋5）	1,952円	2,023円	2,098円	2,171円	2,241円

介護保険法地区別単価表により姫路市は7級地のためサービス利用料金は：単価×10.14 となります。

利用者負担第3段階① （例）本人及び世帯全員が住民税非課税で、

合計所得金額＋年金等収入が80万円超120万円以下の方

1. ご契約者の要介護度と サービス利用料金	要介護 1 6,820円	要介護 2 7,530円	要介護 3 8,280円	要介護 4 9,010円	要介護 5 9,710円
2. うち介護保険から給付される金額	6,138円	6,777円	7,452円	8,109円	8,739円
3. サービス利用に係わる 自己負担額（1＋2）	682円	753円	828円	901円	971円
4. 居住費	1,370円	1,370円	1,370円	1,370円	1,370円
5. 食費 (食材料費及び調理費相当分)	680円	680円	680円	680円	680円
6. 自己負担額合計 (3＋4＋5)	2,732円	2,803円	2,878円	2,951円	3,021円

介護保険法地区別単価表により姫路市は7級地のためサービス利用料金は：単価×10.14 となります。

利用者負担第3段階② （例）本人及び世帯全員が住民税非課税で、

合計所得金額＋年金等収入120万円超えの方

1. ご契約者の要介護度と サービス利用料金	要介護 1 6,820円	要介護 2 7,530円	要介護 3 8,280円	要介護 4 9,010円	要介護 5 9,710円
2. うち介護保険から給付される金額	6,138円	6,777円	7,452円	8,109円	8,739円
3. サービス利用に係わる 自己負担額（1＋2）	682円	753円	828円	901円	971円
4. 居住費	1,470円	1,470円	1,470円	1,470円	1,470円
5. 食費 (食材料費及び調理費相当分)	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円	1,420円
6. 自己負担額合計 (3＋4＋5)	3,572円	3,643円	3,718円	3,791円	3,861円

介護保険法地区別単価表により姫路市は7級地のためサービス利用料金は：単価×10.14 となります。

利用者負担第4段階 （例）一定以上の所得のある方

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 6,820円	要介護 2 7,530円	要介護 3 8,280円	要介護 4 9,010円	要介護 5 9,710円
2. うち介護保険から給付される金額	6,138円	6,777円	7,452円	8,109円	8,739円
3. サービス利用に係わる自己負担額（1＋2）	682円	753円	828円	901円	971円
4. 居住費	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
5. 食費 （食材料費及び調理費相当分）	1,660円	1,660円	1,660円	1,660円	1,660円
6. 自己負担額合計 （3＋4＋5）	4,842円	4,913円	4,988円	5,061円	5,131円

介護保険法地区別単価表により姫路市は7級地のためサービス利用料金は：単価×10.14 となります。

- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて契約者の負担額を変更します。
- ☆ 契約者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額についてはそれぞれの表と異なることがあります。

☆ 初期加算

当施設に新規入所された方（過去３か月の間、当施設での入退所がない方）、及びご契約者が３０日を超える入院後、当施設に再入所された場合は、３０日間に限って下記の表にある料金が加算されます。

※ 但し、その間に外泊等をされた期間は外泊時費用をお支払いいただき、初期加算をお支払いいただく必要はありません。

☆ 入院又は外泊について

利用者が入院又は外泊をされている間、当該利用者のためにベッドが確保されている場合、ひと月に６日を限度（月をまたぐ場合は最大で連続１２日を限度）としてお支払いいただく一日あたりの利用料金は、２４９円です。

（契約書第２０条第４項参照）

※ 但し、ご契約者の同意を得て当該ベッドを短期入所生活介護に利用（空床利用）した期間は、上記利用料金をお支払いいただく必要はありません。

☆ 医師が終末期であると判断した入所者について、医師・看護師・介護職員が協働して本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護行った場合に、看取り介護加算として、死亡前３１日以上４５日以下については１日につき７３円を、死亡前４日以上３０日以下については１日につき１４６円を、死亡日の前日及び前々日については１日につき６９０円を、死亡日については１日につき１，２９８円を負担して頂くことになります。

☆ 利用者の身体機能を適切にアセスメントし、多職種協働により個別機能訓練計画を作成・実施します。個別機能訓練加算として１日あたり１３円の負担となります。

※ 上記の金額に下記の料金が加算される場合があります。

加算金額

加算内容	自己負担	サービス利用料金	介護保険から給付される金額
サービス提供体制加算Ⅰ	22 円	220 円／日	198 円
サービス提供体制加算Ⅱ	18 円	180 円／日	162 円
サービス提供体制加算Ⅲ	6 円	60 円／日	54 円
看護体制加算（Ⅰ）イ	12 円	120 円／日	108 円
看護体制加算（Ⅱ）イ	23 円	230 円／日	207 円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	46 円	460 円／日	414 円
夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ	61 円	610 円／日	549 円
初期加算（30日）	30 円	300 円／日	270 円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100 円	1000 円／月	900 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 円	2000 円／月	1,800 円
栄養マネジメント強化加算	11 円	110 円／日	99 円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90 円	900 円／月	810 円
安全対策体制加算	20 円	200 円／回	180 円
ADL維持等加算（Ⅰ）	30 円	300 円／月	270 円
ADL維持等加算（Ⅱ）	60 円	600 円／月	540 円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 円	400 円／月	360 円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50 円	500 円／月	450 円
外泊時費用	246 円	2460 円／日	2,214 円
新興感染症等施設療養費	240 円	2400 円／日	2,160 円
特別通院送迎加算	594 円	5940 円／月	5,346 円
協力医療機関連携加算	50 円	500 円／月	450 円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 円	1000 円／月	900 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円	100 円／月	90 円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 円	100 円／月	90 円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5 円	50 円／月	45 円
看取り介護加算（死亡日以前31～45日）	72 円	720 円／日	648 円
看取り介護加算（死亡日以前4～30日）	144 円	1440 円／日	1,296 円
看取り介護加算（死亡日前日・前々日）	680 円	6800 円／日	6,120 円
看取り介護加算（死亡日）	1280 円	12800 円／日	11,520 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	16.3 %	（介護保険給付費合計に対し）	
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	17.6 %	（介護保険給付費合計に対し）	
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	15.9 %	（介護保険給付費合計に対し）	
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	17.2 %	（介護保険給付費合計に対し）	
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	13.6 %	（介護保険給付費合計に対し）	
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	11.3 %	（介護保険給付費合計に対し）	

介護保険法地区別単価表により姫路市は7級地のためサービス利用料金は：単価×10.14 となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の金額が契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 契約者が使用する居室料

契約者が利用するユニット型個室を提供いたします。

利用料金：居室に係わる料金は、サービス利用料の料金表による。

○個人の好みで居室に家電製品を持ち込まれる場合は、電気の使用量に応じ、電気の使用料金を頂きます。

個室の電気の使用料金は、標準的な使用量（1.4kwh／日）＜注1＞を超える使用量を、個人専用の家電製品の使用量とみなし次の計算式に基づき算式された金額をお支払い頂きます。

（消費電力量－1.4kwh×滞在日数）× 18.13円＜注2＞

ただし、処遇上必要と判断される在宅酸素等は含まれません。

＜注1＞標準的な電気使用量は当分の間、家電製品を持ち込まない方の使用量を基に年度末に見直します。またお支払い頂いた一年間の電気使用料金も、見直し後の標準的な電気使用量に基づき再計算し精算します。

＜注2＞電気料金の改定により変動することがあります。

② 入所中の医療費

契約者が入所中に医療機関にかかれた際は医療費が発生いたします。

③ 契約者への食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供いたします。

ご利用料金：食材料費及び調理に係わる費用相当額

1日あたり1,660円

④ 特別な食事の提供

契約者の希望に基づいて特別な食事を提供いたします。

利用料金：要した費用の実費

⑤ 理髪・美容

月に1回、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

⑥ レクリエーション、クラブ活動

契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただく事ができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑦ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には、実費相当分として下記の金額をいただきます。

利用料金：1枚につき 30円

⑧ 日常生活用品購入

- ・ 日常生活用品の購入代金等契約者の日常生活に要する費用で、契約者に負担いただく事が適当であるものにかかわる費用を負担いただきます。
- ・ おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。

⑨ 契約者の移送

外泊時の移送は、ご相談ください。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求します（月締め）。翌月25日までに窓口で現金支払い、振込にてお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受ける事ができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を義務づけるものではありません）

○協力病院

病院の名称	医療法人社団綱島会厚生病院
所在地	兵庫県姫路市御立西4-1-25
診療科	内科、眼科
病院の名称	岡田歯科
所在地	兵庫県姫路市神子岡前3丁目12番17号ゆめタウン姫路6階
診療科	歯科

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。

したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用する事ができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第15条参照）

- ① 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむをえない事由より当施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) 契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

（契約書第16条、17条参照）

契約の有効期間内であっても、契約者から当施設に退所を申し出ることができます。
その場合には、退所を希望する日の14日前までに解約・解除届出書を提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② 施設の運営管理規程の変更に同意できない場合③ 契約者が入院された場合④ 事業者もしくは、サービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|---|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② 契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合④ 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合⑤ 契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合⑥ 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合 |
|--|

⑤の契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第20条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3か月以内の入院の場合

当初から3ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に3ヶ月で退院された場合は退院後再び施設に入所する事ができます。
入院期間中、入院まで利用していた居室を確保する場合は、入院期間中も引き続き当該居室の居住費を事業者を支払うものとします。

② 3か月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月を超えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合であっても3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるよう努めます。

③ 3ヶ月を超えて入院した場合

3ヶ月を超えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

（3）円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

契約者が当施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- 病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業所の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 身元引受人（契約書第22条参照）

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
しかしながら、入所者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考える事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯してその債務の履行義務を負うことになります。
また、こればかりではなく、契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後の契約者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。
- (4) 契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、又高価品は除外します。）の引き取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。
貴重品として、施設が預かっている物、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品などは残置品には含まれず、相続手続きに従って、その処理を行うことになります。また、契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後当施設に残された契約者の残置物を契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引き取り等の処理にかかる費用については、契約者または身元引受人にご負担いただくことになります。
- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立ていただくために、契約者にご協力をお願いする場合があります。
- (6) 身元引受人が希望された場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等について通知させていただきます。

(1) 当施設における苦情の受付

○苦情受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

○苦情解決責任者 [職 名] 施設長
(担当者氏名) 綱島 英彦
TEL 079-296-8001

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

12. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、9条参照）

当施設は契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② 契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、契約者に対して、運営規定に基づいて定期的に非難、救出その他訓練を行います。
- ④ 契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了の30日前までに要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。
- ⑥ 契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行いません。ただし、契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者は感染症対策として、3ヶ月に1回の感染症対策委員会を開催すると共に職員の資質向上を図るために年2回以上の施設内研修を行います。
- ⑧ 事業者は事故防止対策として、3ヶ月に1回の事故防止対策委員会を開催すると共に職員の資質向上を図るために年2回以上の施設内研修を行います。
- ⑨ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
（守秘義務）
ただし、契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。
また、契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には契約者の同意を得て行います。

13. 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたって、施設に入所されている契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、これまで生活に使ってこられた品物等、ユニット個室内に適度に収まるようであれば、なじみの品物や家具をお持ち下さい。ただし、火気を伴う品具やペット類、その他施設長が認めないものは持ち込むことが出来ません。

(2) 面会

面会時間 8:00 ～ 19:00

※ 都合によりそれ以外の時間でもかまいません。

来訪者は、必ず玄関カウンターに設置してある面会簿に記入願います。

また、必ずその都度職員に届け出て下さい。なお、来訪される場合は、生物等の持込はご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第23条）

外出・外泊をされる場合は、前日までにお申し出下さい。

葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

但し、外泊については、原則として最長で月7泊（月をまたがる場合は、最大で連続13泊）とさせていただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条・11条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者の自己負担により原状に修復していただくか、又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

○喫煙

施設内は全館禁煙となっています。

14. 事故発生の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

15. 損害賠償について（契約書第12条、13条参照）

（１）当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

（２）事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 契約者（その家族、身元引受人等も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合

16. 人権の擁護及び虐待防止のための措置について

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、次の措置を講じます。

- （１） 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- （２） 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- （３） 成年後見人制度の利用支援
- （４） 虐待の防止を啓発、普及するための職員に対する研修の実施
- （５） その他人権の擁護、虐待の防止のために必要な措置

重要事項説明確認書

本書2通を作成し、各自署名・捺印し、各自1通を保有するものとします。

上記内容を令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分
特別養護老人ホーム厚生園で、重要事項の内容説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 厚生園

説明者職名 生活相談員 氏名 小林 康憲 印

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、特別養護老人ホーム厚生園の入所サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所 氏名 印

電話番号

身元引受人

住所 氏名 印

電話番号 (契約者との続柄)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、特別養護老人ホーム厚生園の入所サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所 氏名 印

電話番号 (契約者との続柄)